

埼玉の夜明け

第48巻
第2号
通算149号

日本基督教団
関東地区委員
社会委員会

第19回平和を求める八・一五集会

「集団的自衛権」を考える

―きたるべき改憲発議・国民投票にどう立ち向かうか―

明日の自由を守る若手弁護士の会 伊藤 朝日太郎



埼玉地区八・一五集会にお招き
頂きありがとうございます。

「明日の自由を守る若手弁護士
の会」は護憲団体でも改憲団体
でもありませんが、「自民党憲法改
正草案」には明確に反対していま
す。「自民党憲法改正草案」は憲
法九条、平和憲法を根本的に変え
ようとするだけでなく、国民の自
由と人権を抑圧する内容が多いか
らです。集団的自衛権の問題は、

二年前二〇一五年の安全保障関連
法制が議論され、激論の末九月に
強行採決されて成立しましたが、
この議論のなかで、この安保法制
が現行憲法のもとではたして許さ
れるものかということが議論され
ました。あの夏から二年が経過
し、集団的自衛権が実際に行使さ
れるかもしれない危険が目前に
迫ってきています。

北朝鮮人民共和国（以下北朝鮮
と略）とアメリカ政府との間に非
常に厳しい軍事的緊張がありま
す。ドイツ・フランスは双方に自
制を求める働きかけをしています
が、日本政府は何か事があればア
メリカの側に立って参戦する構え
を示しています。まさに集団的自

衛権の行使が可能である方向性を
打ち出しています。しかし、本当
にそれでよいのか。ふりかえって
考えてみたい。

一、安保法制の成立によって何が
変わったか。

二、「自衛隊明記の憲法改正」は
「単なる現状追認」か。

三、国民投票にどう備えるか。こ
の三点です。

日本基督教団は戦争責任告白を
しています。七二年前の今日、大
日本帝国が敗戦しましたが、韓
国・朝鮮においては光復節（日本
の植民地支配から開放されたこと
を祝う日）としています。六月二
三日は沖縄で組織的戦闘が終わり
ましたが、その日をもって戦闘行
為がすべて終わった訳ではなかつ
た。八月一五日以降も同様です。
七二年前の八月一五日が戦後が始
まったというのは、沖縄を除く日
本だけのことでした。日本を除く
東アジアは、朝鮮戦争、中共と国
民党との対立、さらにはベトナム
戦争と動乱のなかで日本は戦後七
二年間をすごしてきました。戦後
の日本の「平和」の間も近隣諸国
では激しい戦争が継続しているこ
とを忘れてはなりません。

一、「安保法制」の成立によって 何が変わったか

二年前の安保法制で変わった最
も大きな変化は、「限定的な集団
的自衛権行使」を認めるように
なったことです。「集団的自衛権」
とは、自国に対する武力攻撃が発
生していないにもかかわらず、同
盟国（自国と密接な関係にある他
国）への武力攻撃が発生した場合
にも、自国への武力攻撃と見なし
て、これに反撃する国際法上の権
利です。実は国際法上は集団的自
衛権は、日本にも既に認められて
います。国連憲章のなかで個別
的・集団的自衛権は認められてい
ます。国と国のと約束事としては
集団的自衛権は認められているの
です。ただ、日本国憲法第九条で
一切の戦争を放棄していると宣言
しているのですから、他国への反
撃など認められる訳がありません。
現憲法によって集団的自衛権
は禁じられているのです。条文で
確認してみます。

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

日本国憲法第九条

1 日本国民は、正義と秩序を
基調とする国際平和を誠実に希求

し、国権の発動たる戦争と、武力
による威嚇又は武力の行使は、国
際紛争を解決する手段としては、
永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、
陸海空軍その他の戦力は、これを
保持しない。国の交戦権は、これ
を認めない。

自衛隊創設の一九五四年から二
〇一四年までの六〇年間、自衛隊
はあっても自国への武力攻撃がな
い場合には海外において武力行使
することは許されないと、というこ
とが憲法解釈として確立してい
た。ところが、安倍政権は二〇一
四年、ただ閣議決定だけで、憲法
解釈を変更し、二〇一五年九月
に、安保法制関連法案が強行採決
されて成立してしまつた。

集団的自衛権の行使は、弱小国
が押しつぶされそうになったとき
に、他国が助けに来るという理念
なのに、実際には、大国の軍事介
入の口実になってきました。ベト
ナム戦争は南ベトナム支援という
名目でアメリカが（一九六四年～
一九七五年）が介入しその際、韓
国も否応なしに参戦しました。
又、チェコスロバキアの「プラハ
の春」の際には、ソ連が介入しま
した。そして、一九七九年に起

こつたニカラグア事件にもアメリカが介入し、アメリカはニカラグアの領水へ機雷施設と同国の港湾、石油施設、海軍基地へ攻撃しました。集団的自衛権は、実際には小国が助けに来てくれという訳でもないのに、軍事介入する際に利用されてきたのでした。

日本が大国と共に集団的自衛権を行使するという場合に、大国の

小国に対する軍事行動に、大国の側に立って軍事攻撃をするということが本質になるという意味で、憲法上許されません。

朝鮮半島の緊張問題については、日本は個別的自衛権で対応すべきであって、集団的自衛権を想定し、アメリカの介入を期待する事は、極めて危険性が高い。

二、「自衛隊明記の憲法改正」は「単なる現状追認」か

自民党憲法草案は、憲法九条を変えようとするもので自衛権を国防軍として位置づけるものです。草案九条には、専守防衛の自衛隊ではなく、国防軍は、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」とあ

主張

聖書に書かれている黙示文学の時代がきた。私たちはなぜ今「終末」を考えなければならぬのか。

暴挙・迷走内閣のもと、旧約聖書の中で最も代表的で完結した黙示文書であるダニエル書から考えてみる。この文書は紀元前一六五年、シリアのアンティオコスIV世エピファネス (Antiochus IV Epiphanes) の迫害に反抗して起こったマカベア革命に際して成立した。

それではダニエル書に触れてみる。ダニエル書一章三五節〜三六節には、「これらの指導者の何人かが倒されるのは、終わりの時に備えて練り清められ、純白にされるためである。まだ時は来ていない。あの王はほしいままにふるまい、いよいよ驕り高ぶって、どのような神よりも自分を高い者と考える。すべての神にまさる神に向かって恐るべきことを口にし、怒りの時が終わるまで栄え続ける。定められたことは実現されねばならないからである。」と書かれている。

BC三三四年に、マケドニア王アレクサンドロスAlexandros (アレクサンダーAlexander) は、マケドニアとギリシアの連合軍を率いて、現在のダーダネルス海峡を越えて小アジアへ渡り、ダリ

ウス三世時代のペルシア軍と激突し、次々と勝利を収め、ギリシャは、世界帝国となったが、彼の死後、帝国はその將軍たちの間で、ギリシャ、小アジア、シリア、エジプトの四つに分割された。特に二一節以降は、シリアのアンティオコス・エピフェネスによるエルサレム征服と、その暴政によって、神殿は汚され、多くの人々が殺されると預言されている。

ダニエル書一章二一節〜二二節には、「代わって立つ者は卑しむべき者で、王としての名誉は与えられず、平穏な時期に現れ、甘言を用いて王権を取る。洪水のような勢力も彼によって押し流され、契約の君も破られる。」そして、ダニエル書一章三二節には「契約に逆らう者を甘言によって棄教させるが、自分の神を知る民は確固として行動する。」と記される。迫害はますます激しくなり、多くの人々が剣にかかって倒される。それは、これらの苦難を通して彼らが練り清められ、純白にされるためであり、またそれは、「終わりの時に備えて」のことであると記されている。

何故、今、私たちはダニエル書の黙示文学を考えねばならないのか。それは、次から次へと悪がはびこり、思いのままに振舞って歴史を動かしている悪しき者たちへの備えである。

ります。これは国連決議とは関係なくイラク戦争のような戦争を含みます。また国防軍の審判権(軍法会議)を設定しています。国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判は軍法会議になるが、これは裁判所による裁判ではなく、軍隊の中での裁判にかけられ、軍人によって判断がくだされるのです。

まだ具体的な条文の提案は明らかにされていないが、安保法制を前提として自衛隊を置くという意味である事であり、集団的自衛権を認めたものとなります。すなわち、日本が攻撃されていないにもかかわらず、同盟関係にある他国の戦争に加わることでできる自衛隊が出現することになります。憲法は本来国家権力を制限する為のルールですから、軍事組織をコントロールする仕組みがなければなりません。そうでなければブレキがないアクセルだけの車のような状態になってしまいます。これは軍事組織の暴走につながります。

三、国民投票にどう備えるか

国民投票は憲法改正発議後、六

○日以上一八〇日以内に実施されます。わたしたちは、発議される前から、市民は声をあげてゆかなければなりません。国民投票運動とは「憲法改正案に対し賛成または反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為」ですが、国民投票は選挙ではないので、戸別訪問や自由なビラの作成・配布メールでの呼びかけ等も禁止されていません。したがってどんどん自由にやってよいのです。公務員でもその地位を利用しなければ、国民投票運動はできません。ただし、(但し、選管職員、裁判官、検察官、警察等は不可です。)

* * *

教区部落解放講座

現地研修報告

和戸教会 後藤 龍男

群馬地区フィールドワーク

とき 二〇一七年八月一七日(木)

一三・〇〇〜一七・三〇

ところ たかさき人権プラザ

(JR高崎線倉賀野駅下車)

内容 映画「タケヤネの里」

お話し 平井 豊さん

(部落解放同盟群馬県連書記長)

安田耕一さん

(太田八幡教会信徒)
水野松男さん

(羽生伝道所担任教師)

この講座は、第二八回 全国キリスト教学校人権教育セミナー

「今日、会いに行こう」今、知る、出会う、共に生きる」(二〇一七年八月一八日(金)～一九日(土)、会場：共愛学園〔群馬県前橋市〕との共催行事として行われました。

参加者は埼玉地区三名、新潟地区一名、茨城地区一名他にキリスト教主義学校(中学・高校)、公立の小学・高校等の関係者一名称計一六名でした。

(1)映画「タケヤネの里」

「タケヤネ」とは九州筑後の八女地方で竹の茂る山のことをいう。この地方にしか生えない竹を「カシロダケ(皮白竹)」と云う。

この映画は、かつてカシロダケからとれる竹皮の産地であったが、需要がなくなり放置されたタケヤネの再生に取り組む人たちのドキュメントである。高崎市倉賀野地区は、かつて日本一の竹皮草履の生産を支えたところ。今はもう生産されなくなったが、これに裏革を貼ると高級な雪駄となる。古くは贈答品に用いられ、お中元

の起源ともなったという。被差別部落で作られた精巧な竹箒(たけおさ)は機織り(はたおり)の文化を支え、日本の殖産産業にも大きな役割を果たした。

現在高崎市に二〇年ほど前に忘れかけた「竹皮編み」と出会った女性が工房をひらき伝統工芸士として「竹皮編み」の普及に努めている。

(2)フィールド・ワーク

倉賀野町人権マップ「部落解放運動の足跡を訪ねて」により平井豊さんの案内で倉賀野地区を部落解放運動にかかわる地域や建物を一時間余見て回り、夕方六時近くに現地研修を終え、帰途についた。

関東教区宣教部主催

「社会活動協議会」

「群馬における朝鮮人・韓国人の強制連行・労働の歴史と現在のヘイトスピーチ」

二〇一七・九・一八

川口教会 井川 明

アジア・太平洋戦争当時、多くの日本人男性が軍隊に召集されたため、国内は労働力不足に追い込まれていた。そこで日本政府と企

業が行ったのが、朝鮮人・中国人の「強制連行」(労働動員)であった。そして、群馬県内の軍需工場にも多くの「強制連行」があった。近年の日韓関係の悪化やヘイトスピーチに代表される、侵略の歴史はなかったとする政治的、社会的潮流のなかで、二〇一四年の七月二二日、群馬県は群馬県立公園「群馬の森」(高崎市)にある「朝鮮人追悼碑」(「記憶 反省 そして友好」の追悼碑)の撤去を当時の事務局長宛てに文書で通達した。追悼碑の撤去問題は以前からあったが、背景には、朝鮮人強制連行や虐殺はなかったという、侵略の歴史を全面的に抹殺しようとする危険な潮流があった。

そもそも群馬県やあるいは全国的に存在していた「強制連行」とはなんだったのか、その歴史的背景を考えてみたい。強制連行は何故、どのように起きたのかを考え

る。一八九五年、下関条約により台湾を植民地とした日本は、一九一〇年独立国大韓帝国を「併合」し、地図の上から抹消した。さらに一九三九年から敗戦にかけて、朝鮮人や中国人を無理やり本国内に連行し、鉱山や土木工事、軍需工場などで働かせた。これを「強制連行」と呼んでいる。突然、住

み慣れた故郷から日本へ、家族と別れて連行され、苛酷な労働条件のもとで、監禁状態におかれて働かされた朝鮮人の数は一〇〇万人を超えるといわれている。日本政府と軍部は一九三八年四月に「国家総動員法」という法律を制定し、日本人の総動員を行うとともに、一九三九年九月には「朝鮮人労働者内地移送に関する件」を閣議で決定し、朝鮮から労働者の動員を開始した。朝鮮人を動員するに当たっては、最初は「募集」と呼び、次には「官斡旋」となり、後には「徴用」という名で、次々に強制力を強めてきた。「募集」であれ、「官斡旋」、「徴用」であれ、総てが朝鮮総督府(注)を通じての行政、警察、軍隊による、割り当て、指名、そして最後には「人狩り」といわれる強制連行であった。

さて、二〇一三年「新大久保(東京、鶴橋(大阪))で行われた反韓デモ」からヘイトスピーチ(Hate speech)が深刻化してきた。それまでは、どこの出版社、新聞社等でもこのヘイトスピーチを取り上げることがなかった。その背景には、「何時の時代でもこのような類の連中はいる」、「時間が経てば消えてなくなる」

と考えられていた。しかし、現状では人の属性すらも否定する恐るべき実情となって表れており、わたしたちは、ヘイトスピーチの被害者、また、社会が悲鳴を上げていることに気付かなかったのである。今やヘイトスピーチは単なる憎悪表現ではない。このヘイトスピーチを律する法律がないのは、日本と米国だけといわれているが、米国においては、ヘイトクライム規制法(Hate crime laws)、人種差別禁止法(Racial discrimination laws)が存在し、表現の自由は認めるが、差別は認めないという社会構造ができている。差別とは、男女・国籍・人種・障害者等に対するものである。

今回の研修で日本では、この忌まわしい差別構造を構築すべく、社会的要人・団体を通してのロビー活動が長くからコツコツと行われていたことを知ったのだ。社会が加害者としての意識に欠け、被害者を考えなかった結果であり、「少数派のくせに特権をもっている」という、デマを真に受け、社会に差別・分断・亀裂を招くこのヘイトスピーチを「止め」ことに気付いていなかった。群馬の森にある、小さな「記憶 反省 そして友好」の追悼

碑』の撤去も、根底には、ヘイトスピーチの団体が見え隠れしていることに気づいた研修であった。

沖縄・高江から 見えてくること

埼玉大通り教会 沼田 祐子

昨年は、沖縄県北部の小さな「高江」という集落がたびたびニュースになりました。米軍の北部訓練場のオスプレイ着陸帯建設工事を止めようと、道路に座り込む市民を機動隊員が暴力的に排除したり、住民に差別的な発言をする機動隊員の映像が全国に流れました。

高江の集落を囲むように新しく作られる六つのオスプレイ着陸帯と引き換えに、北部訓練場の使われなくなったジャングル訓練施設の過半を返却するというもので、ケネディ駐日大使の離任に間に合わせるために強行した突貫工事で、オスプレイ着陸帯を形ばかり完成させ、一二月二日は日本側から菅官房長官、稲田防衛相、米側はケネディ駐日大使にマルチメディアで、オスプレイ着陸帯を参列し、仰々しく返還式が行われました。もう砂利を満載したダンプは来

なくなりましたが、大雨が降れば赤土が海に流出し、波打った着陸帯を作り直す工事は今も続いています。市民が座り込んだゲート前は、今は住民が当番で不審な出入りが無いよう監視するのみですが、民間警備会社の警備員が二四時間、一五、六人ずつと並び、その費用は一日あたり千数百万円と言われています。もちろんそれは私たちの税金からです。

何よりも昼夜問わず、民家や学校の上もかまわず飛び回るヘリやオスプレイの騒音や振動が、住民の生活を脅かしています。私も九月末に高江に二泊しましたが、一泊目はオスプレイが二機、夜一〇時過ぎまで夜間離発着の訓練で飛び回り、その壁や床を震わす重低音と往来する騒音に、普通のヘリとは違う気持ち悪い恐怖心を覚えました。二泊目は大型ヘリ二機が、まるで私たちのいる窓の明かりを標的にしているように低空で行き来し、夜一〇時近くまで飛び続けたのでした。この中で暮らす人たちは、今現在も不安で不快な日々を過ごしています。心身の健康に影響が心配になると共に、あの静かな森で満天の星空に包まれた日々を取り戻したいという思いを強くしました。

そして一〇月一日の夕方、米軍大型ヘリが高江の民間の牧草地に不時着炎上爆発したとのこと。オスプレイ着陸帯計画を知った一〇年前より、住民がこういうことが起こってほしくないという反対してきたことが起こってしまったのです。死傷者はなかったようですが、今だに米軍に立ち入りを許可されず日本の警察による現場検証がされています(一〇月一四日現在)。昨年一二月に安部^{アベ}に墜落したオスプレイ同様このヘリには放射性物質が使われているとの情報もあります。

「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい。」(ローマ二・一五)とあるように、沖縄の美しい自然や温かい人々との触れ合いを喜ぶだけでなく、高江や沖縄の人たちが日本という国から強いられる苦しみ悲しみと共に行動していきたいと、あらためて強く思います。

社会委員会報告

○第一六回「環境問題講演会」
日時・七月一六日(日)
午後三時～

場所・川口教会

講演・「福島原発事故その後」

講師・平沢功牧師(北千住教会)

○第一九回「平和を求めよう」
五集会
日時・八月一日(火)
一〇時～一二時三〇分

場所・大宮教会

講演・集団的自衛権を考える

「きたるべき改憲発議・国民投票にどう立ち向かうか」

講師・伊藤朝日太郎(弁護士・日本基督教団同志社教員)

(参加者八七名)

○第二回社会活動委員会及び

第四回社会委員会
日時・十月一日(日)
午後三時～七時

場所・上尾合同教会

○社会活動委員会

●各教会の社会活動報告(社会活動委員、社会委員を派遣されている教会の報告。※次号で紹介).

します。

(出席九名)

○社会委員会
議事

(1)前回議事録の承認の件

(2)教区社会活動協議会報告

(3)信教の自由と平和を求めよう二・一一集会の件

日時・二月一日(日)
午後二時三〇分～

場所・大宮教会

●テーマ・「戦時下状況について」

●講師・小林眞牧師(岩槻教会) 詳しくは未定

(4)各小委員会報告

●集案案内

●会計報告等

(5)次回委員会内容について

(6)「埼玉の夜明け」編集

(出席七名)

編集後記

今回の一、二面「平和を求めよう」八・一五集会」の講演内容は都合により岩井田委員、清水委員に原稿起こし、まとめをしていただきました。

その内容は改憲と国民投票についてです。国民投票は一般的な選挙とは大きく違う点があるということです。この記事を心に留めておいていただければ何かと参考になることと思います。(浅子)